



長水管管第209号
令和3年(2021年)10月15日

上下水道事業審議会
会長 林 了 夫 様

長門市長 江 原 達 也
(上下水道局)



長門市における適正な水道料金のあり方について（諮問）

このことについて、長門市上下水道事業審議会条例（平成17年3月22日条例第156号）第2条の規定に基づき、貴審議会に対し、下記のとおり諮問します。

記

（諮問の趣旨）

本市の水道事業を取り巻く状況としては、人口減少に伴う水道料金収入の減少や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大など経営状況は厳しさを増しております。

水道料金の改定は合併後の平成20年4月に平均7.5%の増収を見込んで料金単価統一を行い、その後は消費税率の改定のみで、実質的な料金改定は行っておりません。

水道事業は公営企業であるため、独立採算を原則としておりますが、過疎地域である本市では、非効率的な事業環境にあることから、一般会計からの一定の繰入金により事業運営が成り立っているのが現状であり、今後は経営の悪化に伴い繰入金の増額による一般会計の負担増が懸念されるところであります。

水道は市民生活に必要なライフラインとして、安定的に事業を継続していくことが求められます。

そのため、中長期的な経営の基本計画として、国から策定を要請されておりました、10年間の投資計画と財政計画からなる「経営戦略」を令和3年2月に策定したところであります。

同戦略における経営分析からも、現状のままでは益々厳しい経営状況が予想されていることから、将来を見据えた経営改善に取り組む必要があります。

こうしたことから、経費の節減に努めてきたところですが、事業運営の根幹をなす料金収入の確保は独立採算を基本原則とする公営企業にとって避けて通れない重要な課題であると認識しております。

つきましては、将来にわたり水道事業の持続可能な運営を行うため、適正な水道料金のあり方について、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。